

貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書

年 月 日

昭島市長 殿

貯水槽以下装置水道メーター設置承認申請者	氏名	町	丁目	番	号
貯水槽以下装置所有者	氏名	町	丁目	番	号
給水装置所有者	氏名	町	丁目	番	号
貯水槽以下装置所在地ビル・マンション名		町	丁目	番	号
給水装置の水栓番号					
貯水槽以下装置の水栓番号					
管 理 人	氏名	町	丁目	番	号
	電話番号				
管 理 人	氏名	町	丁目	番	号
変更届出年月日	氏名				
年 月 日	電話番号				

※管理人の変更があった場合は、下段を使用する。

貯水槽以下装置に水道メーターを設置するにあたり、次の条件を承諾いたします。

- 1 水道メーター（以下「メーター」という。）の設置承認申請を行った貯水槽以下装置に（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メーターの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、又は漏れることの無いよう努めます。
なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により市に与えた損害は、所有者又は使用者が負担します。
- 2 この装置は次の条件に適合する構造とします。
 - 1) 給水形態
自然流下給水構造又はポンプ直送給水構造のものであり、かつ、井戸水、その他の水が混合しないものであること。
 - 2) 配管構造
 - ① 停滞空気の発生しない構造であること。
 - ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための措置が講じられていること。
 - ③ ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排出は、受水タンクへ還流する構造となっていること。
 - ④ 各戸のメーター取り付け位置における最大圧力（静水圧）は原則として、0.4MPa以下であること。
 - ⑤ メーターに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止弁を設置していること。なお、ポンプ直送給水構造のものについては、下流側は逆止弁とすること。
 - ⑥ メーターとの接続及びメーター廻りの配管には、市が規定した材料を使用すること。
 - 3) メーター設置環境
 - ① メーター損傷の危険がなく、かつ、メーターが水平に取付けられている構造であること。
 - ② メーターの設置、検針及び取替え作業が容易に行えるものであること。
 - ③ メーターの取り外し時のもどり水などによる被害を防止するための防水処理及び排水処理がなされた構造であること。
- 3 この装置に対し、市がメーターの管理上必要があると認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。
また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。
- 4 この装置の設置工事は、昭島市指定給水装置工事事業者に施行させます。
- 5 上記事項の条件について、取扱上なお必要な事項については、昭島市給水条例及び同施行規定の例にならって施行します。
- 6 上記各項の条件を使用者に周知させ、装置に起因する紛争などについては、当事者間で解決し、一切市には迷惑をかけません。
- 7 この装置の維持管理及び市に対する連絡などの事項を処理するために、給水条例第7条第1項4号に基づき管理人を選定し届出ます。
また、給水条例第27条第2項第3号に基づき、届出内容に変更があったときも届出ます。
- 8 この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付のものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を届け出ます。
- 9 貯水槽に設置したメーターの使用水量と個別検針した合計使用水量との差が、貯水槽に設置したメーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分の料金を所有者又は使用者が負担します。
- 10 オートロック式建物等の場合は、各戸のメーター検針、メーターの取替え等、水道部の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。